

簡易宿所営業の施設基準

区分	<p>簡易宿所営業の施設と住居その他簡易宿所営業以外の施設が明確に区分されていること。</p>
構造設備	<p>1. 外壁、外観、広告物 施設の外壁、屋根等の外観及び施設の外部に掲示される広告物は、善良の風俗を害することがないもので、かつ、周囲の環境に調和するものであること。</p> <p>2. 換気、採光、照明、防湿及び排水設備 (1) 換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じること。 (2) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>3. 給水設備 宿泊者の需要を満たす給水能力を有し、施設の外部から汚染されない構造であること。</p> <p>4. 排水設備 機械排水設備を有する場合を除き、適当な勾配を設けるとともに、臭気の侵入を防止することができる排水トラップ、通気管等を設けること。</p> <p>5. 防除設備 ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、必要に応じて設けること。</p> <p>6. 客室（睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所。客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等） ※床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く (1) 宿泊者等に見えやすい場所に、客室の名称の表示がなされていること。 (2) 出入口は、宿泊者が自由に開閉できる構造であること。 (3) 客室の外部から客室内を見通すことができる設備が設けられていないこと。 (4) 客室の延床面積は33㎡（宿泊者の数を十人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。 (5) 寝室には、採光上有効な窓が設けられていること。 (6) 寝室には、適切な照度を有する照明設備が設けられていること。 (7) 寝室は、1人用の寝具（幅員が1.4m以下のもの）を置く場合にあつては、1個あたり2.25㎡以上、2人用の寝具（幅員が1.4mを超えるもの）又は階層式寝台（2層の寝台を有するもの）を置く場合にあつては、1個あたり4.5㎡以上の床面積を有すること。 (8) 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。 (9) 階層式寝台を置く場合にあつては、当該寝台の上段の上方には、おおむね1m以上の空間があるものであること。 (10) 上段又は天井と3面以上の側壁で区分された階層式寝台を設ける場合にあつては、当該寝台の内部に照明設備を有し、かつ、衛生的な空気環境を保つことができる構造であること。 (11) 多人数で共有する客室の床面積が、客室の床面積の合計の2分の1を超えること。</p>



7. 入浴設備

- (1) 近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと思えられる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- (2) 床面は、耐水材料で造り、勾配を設け、汚水が停滞せず、完全に排水できるようにすること。
- (3) 天井に適当な勾配を設ける等、天井から水滴が落下しないようにすること。
- (4) 換気上有効な機械換気設備又は窓が設けられていること。
- (5) 適切な照度を有する照明設備が設けられていること。
- (6) 入浴設備が設けられていない客室がある場合にあつては、(2) から (5) までに定めるもののほか、次に掲げる基準を満たす共同用の入浴設備が設けられていること。
 - ①浴槽は、汚水が流入しない構造であること。
 - ②脱衣室には、衣類その他携帯品を入浴者ごとに区分して保管することができる設備が設けられていること。
 - ③脱衣室には、洗面設備が設けられていること。
- (7) 循環ろ過装置を設ける場合は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ①浴槽水がろ過器内に入る前の位置に、集毛器及び塩素系薬剤の注入口又は投入口（塩素系薬剤を使用して浴槽水の消毒を行う場合に限る。）が設けられていること。
 - ②浴槽水を循環させるための配管は、打たせ湯及びシャワーの配管と接続していないこと。
- (8) 貯湯槽を設ける場合は、加温装置を設け、かつ、貯湯槽内の湯の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上にすること。ただし、これにより難しい場合にあつては、消毒設備を設け、かつ、貯湯槽内の湯の消毒を行うこと。

8. 洗面設備

- (1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- (2) 洗面器は不浸透性材料で造られており、かつ、流水受槽式であること。
- (3) 洗面設備が設けられていない客室がある場合にあつては、宿泊者の利用しやすい場所に適当な数の給水栓を有する共同用の洗面設備が設けられていること。

9. 便所

- (1) 適当な数の便所を有すること。
- (2) 流水式手洗設備が設けられていること。
- (3) 換気上有効な機械換気設備又は有効な窓が設けられていること。
- (4) 適切な照度を有する照明設備が設けられていること。
- (5) 便所が設けられていない客室がある場合にあつては、宿泊者の利用しやすい場所に適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。

10. 調理室及び食堂

調理室及び食堂を設ける場合は、次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 宿泊者の定員に応じた広さを有すること。
- (2) 調理室には、換気上有効な機械換気設備が設けられていること。